2015年11月4日

報道関係各位

株式会社 アドバンテッジ リスク マネジメント
代表取締役社長　鳥越　慎二
（JASDAQ　コード 8769）

厚生労働省のガイドラインに準拠した高いセキュリティを確保

～12月1日の「ストレスチェック義務化」に向けて、当社情報システムの安全管理を強化～

株式会社アドバンテッジ リスク マネジメント（本社：東京都目黒区、代表取締役社長：鳥越 慎二）は、12 月 1 日に施行される「ストレスチェック義務化」に向けて、厚生労働省のガイドラインに準拠したセキュリティレベルを確保しました。今後とも、安心してご利用いただける業界最高水準のセキュリティ環境を整備してまいります。

労働安全衛生法の一部改正により、本年 12 月 1 日より 50 名以上の事業所において従業員への「ストレスチェック」が義務化となりました。

従業員がストレスチェックを受検する際、インターネットやイントラネットといった ICT を活用する場合については、①セキュリティの確保、②ストレスチェックの結果は実施者以外閲覧できないこと、③実施者の役割が果たされていること、が要件とされています。

特に、ストレスチェックや医師面接指導の結果について電磁的記録による保存を行う場合に、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（※下記参照）を参照することが望ましいと記載されています。当社は扱う情報の機微性に鑑み高い水準のセキュリティ体制が必要であると捉え、12 月1日の施行日にあわせてセキュリティ水準向上のための施策を順次実施し、このたびストレスチェック制度の運用のために必要な項目について同ガイドラインへの対応を完了しました。

今後、お客様企業及びその従業員の皆様に安心してご利用いただけるよう、ガイドラインをもとに情報システムや運用を定期的に評価し、業界最高水準のセキュリティレベルを維持・向上してまいります。

（参考）「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省　平成 25 年　第 4.2 版）　とは

医療機関等における管理者に、情報システムを利用した電子的な医療情報の取扱い要件について示したガイドライン。当社のストレスチェックシステムは本ガイドラインが求めている以下の要求事項にすべて対応しています。

1. 基本的な安全管理
   1）組織的安全管理対策（体制、運用管理規定）　2）物理的安全対策　3）技術的安全対策　4）人的な安全対策　5）情報の破棄
   6）情報システムの改造と保守　7）情報及び情報機器の持ち出しについて　8）災害時の非常時の対応
2. 電子保存の要求事項について
   1）真正性の確保について　2）見読性の確保について　3）保存性の確保について

【お問い合わせ先】

株式会社 アドバンテッジ リスク マネジメント http://www.armg.jp
経営企画部 ： 小林　幸子／清水　裕次　TEL：03-5794-3890